

危険物取扱者



法定講習 保安講習



忘れず

受講しましょう!!

オンライン講習も実施!!



- 危険物の取扱いに従事している方は、**3年に一度**の受講義務があります。
- 対面講習の日程や会場、オンライン講習のご案内などは愛媛県危険物安全協会連合会の**ホームページ**で確認。
- 受講の申し込みは、**各地区(市)危険物安全協会**へ。
- 受講申請書は、**ホームページ**からダウンロードできます。危険物安全協会や各消防、県地方局・支局にもあります。
- その他、お問い合わせは、愛媛県危険物安全協会連合会へ

愛媛 危険物 安全



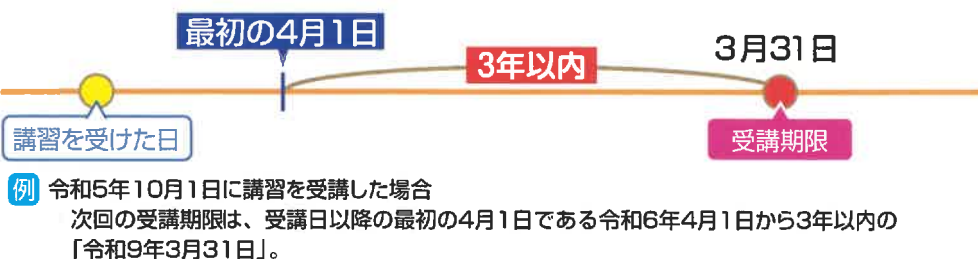
<https://www.ehimekenkiren.org>

☎089-924-6618

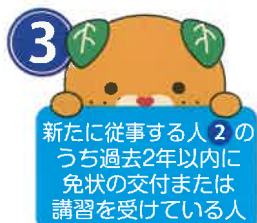
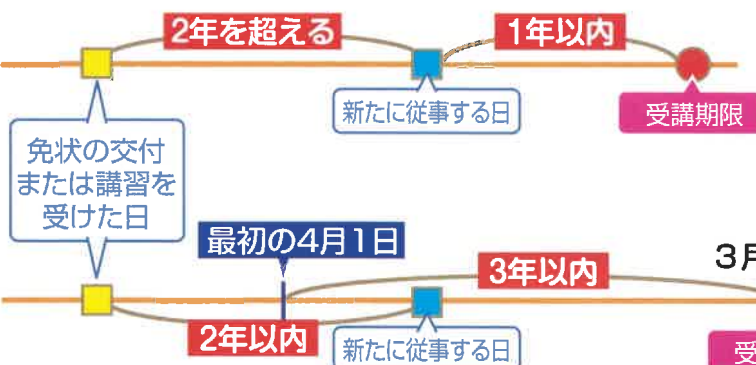
法定(保安)講習の受講期限



継続して危険物取扱作業に従事している人



危険物取扱作業に従事していなかった人で新たに従事する人



新たに従事する人2のうち過去2年以内に免状の交付または講習を受けている人

- 例 令和6年8月20日から新たに従事する場合
- 免状の交付または講習を受けた日が、令和4年8月19日以前の場合は、②に該当。次回の受講期限は、新たに従事する令和6年8月20日から1年以内の「令和7年8月19日」。
 - 令和4年8月20日以降に免状の交付または講習を受けている場合は、③に該当。次回の受講期限は、免状の交付または講習を受けた日以降の最初の4月1日から3年以内。

②と③のいずれも、講習受講後の次回受講期限は、「継続して危険物取扱作業に従事している人①」と同じ扱いになります。



Q 法定講習は、どのような場合に受講しなければならないのですか。

危険物取扱者法定講習は消防法の規定によるもので、「危険物保安監督者」に限らず、現に危険物の取扱作業に従事している人は3年に一度の受講義務があります。逆に、作業に従事していなければ、免状を持っていても受講の義務はありません。

Q 受講申請書に貼付する免状のコピーは表裏両面が必要ですか。

原則として、顔写真のある面（表）のみでかまいません。ただし、氏名や本籍（都道府県）等に変更があり裏面にその旨の記載がある場合は、両面ともコピーを貼付してください。裏面が受講履歴のみの場合は不要です。
手帳形式の古い免状の場合は、ご面倒ですが全部の面をコピーしてください。

Q 申請書に貼付する県の収入証紙は、どこで買えますか。

伊予銀行の本支店や各地区の農協など、県内の収入証紙売り捌き所で購入できます。愛媛県のホームページ等でご確認ください。

Q どの種別の法定講習を受講してもかまいませんか。

法定講習では、危険物施設の種別が「給油取扱所」「石油コンビナート等」「その他の施設」の3つに分類されており、受講者が作業に従事している施設によって、該当する種別の講習を受けていただくことになっています。
ただし、やむを得ない事情等で、オンラインでの受講ができず、対面講習の日時にも受講ができない場合は、「給油取扱所」と「その他の施設」に限り相互の種別での受講でもかまいません。

オンライン講習について



Q スマートフォンでも受講できますか。

視聴は可能ですが、申請受付したのちの取り下げができませんので、必ず事前に右のURLへアクセスし、「推奨環境」を満たし、動画が再生されることをご確認のうえ申請してください。

<https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>



Q 複数人が1台のパソコンで視聴することはできますか。

できますが、受講者毎にユーザIDが付与され、視聴したかどうかはユーザIDごとに記録されますので、パソコンの使用時間を調整するなどして視聴してください。

Q 複数人が同じメールアドレスを使用することはできますか。

できますが、各受講者あてのメールが同一メールアドレスに届きますのでご注意くださいとともに、メールを一斉配信した場合は人数分のメールが届くことになりますのでご了承ください。

Q 効果測定で合格しなかった場合はどうなりますか。

効果測定は各章ごとに設定されており、一定以上の正答率に達すると次の章に進むことができます。一度解答すると解説と解答が表示されますので、それを確認したのち再度解答することができますから、必ず受講期間（1か月間）内に修了させてください。



愛媛県危険物安全協会連合会

愛媛県松山市本町7丁目2番地 愛媛県本町ビル2F

☎&FAX 089-924-6618

お問い合わせフォーム

<https://www.ehimekenkiren.org/>